

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	里親(養育家庭・専門養育家庭・親族里親・養子縁組里親)の認定・登録事務に係る基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

## 評価実施機関名

東京都知事

## 公表日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	里親(養育家庭・専門養育家庭・親族里親・養子縁組里親)の認定・登録事務
②事務の概要	<p>社会的養護を必要とする児童を、家庭的環境の中で一定期間養育する制度。養子縁組を目的としない養育里親(都では「養育家庭」という。)、養子縁組を目的とする養子縁組里親等の種類がある。</p> <p>&lt;申請から認定・登録までの流れ&gt;</p> <p>①児童相談所へ問い合わせ ②申請要件の確認 ③認定前研修申込・受講 ④申請 ⑤家庭調査(訪問) ⑥児童福祉審議会で審議 ⑦都知事による認定・登録</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記規定に従い、以下のとおり使用する。 ○里親登録簿への記載。</p>
③システムの名称	児童相談所情報管理システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
<p>里親情報 (申請書に記載された情報をシステムに入力し、使用。その他、里親とのやり取りを記載した経過記録、研修情報等データが登録されている。)</p>	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	番号法9条1項別表第一第7号
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法9条1項別表第一第7号
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
②所属長	育成支援課長 中澤 知子
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	福祉保健局少子社会対策部育成支援課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4135

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月21日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月21日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

